

2) 外国語指導助手に貸付けている寝具一式について、財務規則第161条に定める物品貸付調書が作成されていなかった。	<p>今後も、誓約書に基づき納付されるよう必要に応じて指導していく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 財務規則第161条の規定は、職員に物品を貸与する場合には適用されないとの誤った認識があった。</p> <p>(今後の対応策等) 直ちに物品貸付調書を作成した。今後は、外国語指導助手関連業務に関するチェックリストを作成するなどして再発防止を図る。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 通知の内容を十分に理解しておらず、出納局長への協議が必要であることを認識していなかった。</p> <p>(今後の対応策等) 今後、長期継続契約業務に関するチェックリストを作成するなどして、通知と異なる取扱をする場合には必ず出納局長へ協議を行うこととする。</p>
---	---

が、雑部金に滞留していた。	<p>(今後の対応策等) 雑部金に滞留していた社会保険料の支出を行った。今後は、定期的に雑部金の額を確認し、滞留しているものがないか確認していく。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 担当者の認識不足により単年度契約にする場合の協議を行っていないかった。</p> <p>(今後の対応策等) 廃棄物処理業務委託に係る単年度契約について、出納局長あて協議を行い、承認を得た。今後は、通知のとおり処理していく。</p>
---------------	--

<p>監査対象所属 甲府第一高等学校</p> <p>監査対象期間 平成26年9月～平成27年9月</p> <p>監査実施日 平成27年12月15日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p>
<p>(指導事項) 1件 (重点事項1)</p> <p>1) 消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消防用設備のうち、連結送水管(消防用設備)の機器点検・総合点検が実施されていなかった。また、連結送水管の耐圧試験は3年に1回行うこととされているが、本来の実施すべき時期から1年以上経過した後に行われていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 担当者の認識不足により、機器点検・総合点検、耐圧試験を適切に行っていないかった。</p> <p>(今後の対応策等) 平成28年3月9日に機器点検・総合点検を行った。</p> <p>今後は、法令に基づき機器点検・総合点検、耐圧試験を適切に実施していく。</p> <p>併せて、法定点検の未実施を防ぐため、法定点検設備と点検実施のチェック一覧表を整備する。</p>
<p>2) 臨時職員の特別賃金に係る「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」を年金事務所に提出しなかったため、7月の特別賃金から控除していた社会保険料(合計21,672円)</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) チェック漏れにより過大支給となっていた。</p> <p>(今後の対応策等) 過年度処理を福利給与課あて依頼した。今後は、複数の職員によるチェックを厳行していく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 担当者のミスにより、社会保険事務所に報告することを忘れていたため、雑部金に滞留していた。</p>

<p>監査対象所属 甲府西高等学校</p> <p>監査対象期間 平成26年9月～平成27年9月</p> <p>監査実施日 平成27年12月15日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p>
<p>(指導事項) 2件 (契約2)</p> <p>1) 校舎内廃棄物処理業務委託は単価契約であるが、契約書に予定数量の記載がなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 平成26年度の契約書において、契約書案に記載されていた「処理重量」を「予定重量」に書き換えたかったこと、並びに契約書(原本)の確認が十分でなかったことが原因である。</p> <p>(今後の対応策等) 平成27年度においては、契約書(原本)に予定数量を記載するとともに、内容の確認を行っており、改善済みである。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 当該通知を「できる規定」であるものと解釈していたため、従前から単年度契約を行っており、これまで指摘はなかった。</p> <p>(今後の対応策等) 今回の監査において指導された事案について、管理課と内容を確認するとともに、他所属の状況を確認した。</p> <p>今後は、指導内容の趣旨を尊重し、長期継続契約の対象となる委託契約のうち単年度契約を行うものについては、出納局長への協議を行うとともに適正な事務処理に努める。</p>
<p>2) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>	

<p>監査対象所属 甲府南高等学校</p> <p>監査対象期間 平成26年10月～平成27年8月</p> <p>監査実施日 平成27年11月17日、平成28年1月14日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p>
<p>(指導事項) 2件 (物品1、契約1)</p> <p>1) 財務規則第151条関係運用通知に基づく備品の現品確認について、物品出納員への報</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 業務担当者が廃棄の事務処理を後回しに</p>

<p>告はされていたが、一部帳簿と現品が一致していないものがあった。</p> <p>2) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づき出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>	<p>してしまつた。 (今後の対応策等) 集計をし、廃棄処理を行った。 今後は各教科主任が取りまとめた結果を集計し、廃棄処理等適切な処理に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に定められたものと異なる扱いをしようとするときは、出納局長に協議しなければならぬことを実務担当者が理解していなかったため、実務担当者が出納局への協議手続きを失念してしまつた。 (今後の対応策等) 廃棄物処理業務について、出納局への協議手続きを行った。</p>
---	---

<p>監査対象所属 甲府東高等学校</p> <p>監査対象期間 平成26年9月～平成27年9月</p> <p>監査実施日 平成27年12月15日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 2件 (収入2)</p> <p>1) 日本スポーツ振興センター災害共済給付契約掛金について、5月に調定を起案していたが、決裁途中で差し戻しを受けた後、直ちに調定を修正すべきであったが、修正が10月と大幅に遅延していた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 会計スタッフの指摘を受け修正事項を確認していたが、事務処理を失念してしまつた。 (今後の対応策等) 今後は会計スタッフで指摘・指導された事項については、速やかに対応するとともに、複数によるチェック体制や事務処理の進捗を把握していくことで再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 収入未済の確認を行わなかったため督促状を発付する期限を過ぎてしまつた。 (今後の対応策等) 今後は収納確認を適切に行い、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づき期限内に督促状を発付し、適正な債権管理を図る。</p>
---	---

<p>監査対象所属 甲府工業高等学校</p> <p>監査対象期間 平成26年10月～平成27年8月</p> <p>監査実施日 平成27年11月20日、平成28年1月14日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 4件 (収入2、給与1、物品1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p>	<p>謹じた措置</p> <p>1、2) (発生原因の検証結果) 担当者が納期限後の納入確認作業を怠つた。</p>
---	---

<p>行政財産使用料 平成27年度分 先数1件 100,940円</p> <p>2) 行政財産使用料について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定める督促状の発行が行われていなかった。</p>	<p>た(債務者は納付書の不到達を主張)。 (今後の対応策等) 督促状を11月20日付けで発付するとともに、納付書を再発行し、即納付された。 今後は、行政財産使用料納期限後において、財務システムの「未収入一覧表」及び「督促対象一覧表」の各帳票を印刷し、納期限後未収入となつている債権の把握を確実にし、財務規則に則り督促状を発付する等、適切に事務を行う。 また、当該案件を含む本校関係者への納付書3件を「センター発送」とせず、「所属経由」とし、納付書を確実に債務者へ渡す。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 担当者が児童手当事務取扱要領の規程を承知していなかった。 (今後の対応策等) 今後は児童手当事務取扱要領第5条及び第10条の規程に基づき適切に事務を行う。</p> <p>4) (発生原因の検証結果) 担当者の作業開始が遅れたため。 (今後の対応策等) 今後は事務担当者一人ではなく、各科の教員にも依頼し、全校的な体制で計画的に調査を実施し、財務規則に則り期限までに物品出納員へ報告する。また、一部現品と帳簿が一致していなものについては、過去の処分時に帳簿上の棄却処理をしていなかったものを物品システムにより処理した。</p>
--	--

<p>監査対象所属 甲府城西高等学校</p> <p>監査対象期間 平成26年10月～平成27年8月</p> <p>監査実施日 平成27年11月20日、平成28年2月5日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 4件 (給与3、契約1)</p> <p>1) 入試前日(入試問題保管業務)及び採点前日(解答保管業務)の宿直勤務について、宿直手当が支給されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 担当者が実績簿の確認と人事給与システム入力に失念していたため。 (今後の対応策等) 監査指摘後、翌月給与で対象者に支払いを行った。過年度支出であったため、現金支給となつた。 実績があつた場合、入力漏れがないよう事務室内で確認を行った。 平成27年度分については、入力忘れがないよう入試直後に実績簿の確認と人事給与システムへの入力を行った。 2) (発生原因の検証結果)</p>
---	--

2) 児童手当について、次のとおり不適切な事

<p>務処理があった。</p> <p>①職権に基づき支給額の改定処理を行っているが、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知等の作成及び受給者への交付を行っていないものがあった。</p> <p>②現況届の取扱者欄に押印がなかった。</p> <p>③受給者台帳に現況届の審査結果に係る事項が記載されていなかった。</p> <p>3) 期間採用教員に係る社会保険料について、資格喪失日を誤って届け出たため、納付額が過大となっていた。</p> <p>4) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあつた。</p>	<p>事務手続きについての理解が不足していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>速やかに通知書を送付、また、押印、記入の措置を行った。2月8日の児童手当支給に際し、これらの状況を再確認し手続きを行った。児童手当事務取扱要領等を確認し、事務手続きに漏れないよう努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>担当者の認識による手続き誤りがあつた。(今後の対応策等)</p> <p>3) 社会保険事務所への手続きを行い、12月支払社会保険料において調整修正された。今後は、期間採用職員等の継続加入の要否について慎重に判断し、誤りなく手続きを行うよう努める。</p> <p>4) (発生原因の検証結果)</p> <p>手続きについて、認識不足があつた。(今後の対応策等)</p> <p>当該契約について、ソフトとハードを一体的にした長期継続契約を締結する準備を進めている。</p>
---	---

<p>監査対象所属 甲府昭和高等学校</p> <p>監査対象期間 平成26年9月～平成27年9月</p> <p>監査実施日 平成27年12月15日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 3件(給与1、物品1、契約1)</p> <p>1) 全国大会の引率に係る旅費において、宿泊に要する経費として室料相当分及び夕・朝食代相当分を支給していたが、宿泊料に朝食代が含まれており、朝食代に相当する経費が過大に支給されていた。</p> <p>2) 平成27年3月に購入した官製はがきについて、財務規則第243条に定める郵便切手類受払簿に記載されていなかった。</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>旅費に係る事務において、宿泊料の領収書内容中の朝食代部分の記載の見落としによる。(今後の対応策等)</p> <p>該当の旅費を支給した職員に事情を説明した上で正しい入の手続きを行った。通常の旅費においての確認事項ではあるが、今回の事例をおまえて、旅費確認時の要注意事項とした。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>使用目的が決まっている購入だったため、購入後直ちに払出しという流れで事務を進めたことが原因で郵便切手類受払簿から漏れていた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>郵便切手類受払簿に記載を行った。今後、ハガキ・切手を購入する場合(決まった目的で購入するハガキ類については、購</p>
--	--

<p>3) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあつた。</p>	<p>入後直ちに払出しとなるケースが多いため) 負担行為に管理方法について必ず明記するようにした。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>ゴミ処理業務について、長期継続契約の対象であるとの認識がなく、前年を踏襲していたことが原因と考えられる。(今後の対応策等)</p> <p>長期継続契約の対象となる業務は通知により限られているため、毎年9月には確認・検討を行う。</p>
--	--

<p>監査対象所属 農林高等学校</p> <p>監査対象期間 平成26年9月～平成27年9月</p> <p>監査実施日 平成27年12月15日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 3件</p> <p>(支出1、契約1、重点事項1)</p> <p>1) 安全運転管理者に対する講習の受講に要する経費について、公費で支出していなかった。</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>資格取得に対して個別的資格という概念から私費で対応していた。(今後の対応策等)</p> <p>安全運転管理者は所属に設置するということに鑑み、今後は公費で支出する。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>委託業務の内容から長期継続契約の対象外であると捉えていたため、出納局長への協議を行っていないものがあつた。(今後の対応策等)</p> <p>今後は、長期継続契約の対象となるかどうかを事前に相談することや、対象となった場合に単年度契約にするなどの異なった扱いを行う場合は、出納局へ協議することを徹底する。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>自動販売機に係る契約締結後、管財課へ結果の報告を行ったが、それによって財産の移動報告がなされたものと考えていた。(今後の対応策等)</p> <p>今回指導された内容は直ちに報告を行った。今後は定期的に財産管理台帳を確認するなどとして報告漏れが生じないように徹底する。</p>
---	--

<p>監査対象所属 巨摩高等学校</p> <p>監査対象期間 平成26年9月～平成27年9月</p> <p>監査実施日 平成27年12月15日</p> <p>監査の結果</p> <p>講じた措置</p>

<p>(指導事項) 2件 (物品1、財産1)</p> <p>1) 物品の購入において、物品要求書の限度額欄に消費税に相当する金額が含まれていなかったため、当該限度額を超えた支払いを行っていた。</p> <p>2) 送電線の線下敷に係る行政財産使用料の算定において、当該土地の1㎡当たりの価格(1円未満切り捨て)を算出後に阻害率を乗じるべきところ、公有財産台帳の土地総額に阻害率を乗じて1㎡当たりの価格を算出したため、調定額が過小になっていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 本来であれば、消費税を含めた金額を物品要求書の限度額として設定すべきところを消費税抜きの金額で設定してしまった。(今後の対応策等) 今後、算定の際には慎重に確認を行うとともに、決裁時においても慎重にチェックし再発防止を図る。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 過去に使用許可をした際に算定方法を誤っており、その算定額について毎年度調定を行っていたため、5年間で合計143円の差額が生じた。 (今後の対応策等) 使用許可する際には慎重に算定を行い、複数年度に渡り使用許可しているものについて、その許可期間内であっても毎年度確認を行うとともに、決裁時のチェックも慎重に行い再発防止を図る。 なお、算定に誤りがあったものうち、許可期間内のものについては変更許可手続きを行うとともに、期間満了の分についても差額分について調定し、全て収納済みである。</p>
--	---

<p>監査対象所属 白根高等学校</p> <p>監査対象期間 平成26年10月～平成27年8月</p> <p>監査実施日 平成27年11月17日、平成28年1月7日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 2件 (支出1、財産1)</p> <p>1) 電話料金と水道料金の公共料金資金前渡口座からの振替を目的とした支出命令において、振替日を支払日に指定していなかった。また、水道料金の支出命令が遅れたため、先に入金されていた電話料金から水道料金から振替となり、電話料金は、水道料金から振替えられていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 支出命令の支払日と口座からの引落日を合わせる必要はなく、引落日より前に入金すればよいと認識していたため、振替日を支払日に指定していなかった。 また、水道料金の支出命令の遅延については、金融機関への口座振替の手続き後に、振替開始日について確認不足であったことから、振替日に水道料金が入金されていなかったため、電話料金として入金していた金額から引き落とされてしまった。(今後の対応策等) 最初の振替以後、支払日と口座振替日とを合わせるよう是正済みである。 また再発防止のため、平成27年度から始まった仕組みである「まとめでの資金前渡」について、担当内職員に周知徹底を図り理解</p> <p>講じた措置</p>
---	--

<p>監査対象所属 増穂商業高等学校</p> <p>監査対象期間 平成26年10月～平成27年8月</p> <p>監査実施日 平成27年11月17日、平成28年1月8日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 2件 (物品1、契約1)</p> <p>1) 備品の管理において、既に棄却されているがら、財務規則第159条に定める物品返納書及び同規則第164条第2項に定める物品棄却調書が作成されていないものがあった。また、物品返納書は作成されていたが、物品棄却調書が作成されていないものがあった。</p>	<p>を深めた。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 使用許可の更新など他の公有財産の移動報告は行っていたものの、借受料の変更について必要だとは認識していなかったため、報告漏れとなった。 (今後の対応策等) 直ちに移動報告を行った。 また、次回の移動報告を準備することがないよう、引継書に移動報告が必要となる旨を記載することとした。</p>
---	--

<p>監査対象所属 町南高等学校</p> <p>監査対象期間 平成26年10月～平成27年8月</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 2件 (物品1、契約1)</p> <p>1) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 物品返納書・物品棄却調書と、実際に返納・棄却した物品との突合をしていなかったため、作成漏れがあった。 また、物品返納書は作成したが、年度内に棄却調書を作成すべきことを失念し、作成していなかった。 (今後の対応策等) 直ちに物品返納書・物品棄却調書を作成し、作成漏れがないか再度突合を行った。 また、年度内に作成しなかった物品棄却調書は、4月に判明後、直ちに作成し、前任者とともに再度確認を行った。 今後は、物品返納・棄却の事務手続きが適切に行われるよう職員に周知を図るとともに、年度末の事務手続きのチェック項目とし、再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 浄化槽維持管理業務について、長期継続契約の対象とされる契約であることの認識がなかったため、出納局長への協議をせず、単年度契約を行っていた。 (今後の対応策等) 来年度の契約内容を検討し、出納局長への協議を行った。 今後は、長期継続契約の対象とされる委託契約について、条例等を基に職員に周知徹底を図り、再発防止に努める。</p>
---	---

<p>監査対象所属 町南高等学校</p> <p>監査対象期間 平成26年10月～平成27年8月</p>	
---	--

監査実施日	平成27年11月13日、平成28年1月8日	
監査の結果	講じた措置	
(指導事項) 3件(収入1、給与2)		
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 過年度分 先数3件 233,800円	1) (今後の対応策等) 平成21年度まで徴収していた授業料の滞納であり、現在も各の授業料滞納者については、1度の納付額は少額であるが、毎月定期納付が実施されている。今後も、自宅への訪問による納付を基本に滞納整理事務の促進を図る。 なお、委員監査日以降も上記による滞納整理事務を継続したところ、平成28年3月25日現在、先数3件、196,800円の滞納額である。	
2) 源泉所得税額を控除して支払われた防災アドバイザー講師に係る旅費のれい入に伴い生じた源泉所得税の還付金について、収入科目を「取消控除金」とすべきところ「雑給・給料等」としていた。また、当該還付金について、雑部金から旅費へ更正が行われていなかった。	2) (発生原因の検証結果) 旅費のれい入に伴い生じた源泉所得税の還付金について、調定同いにより雑部金へ処理したことで完了したと認識していた。そのため、指導を受けるまでその誤りに気づかなかった。 (今後の対応策等) 今後は、この事例を教訓として引継書に記載し、速やかに処理を行う。	
3) 児童手当について、職権に基づき支給額の改定処理を行っているが、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知の作成及び受給者への交付を行っていないものがあった。	3) (発生原因の検証結果) 担当者の知識不足や前任者の引継不足により、業務を把握しておらず、通知の作成を行わなかった。 (今後の対応策等) 速やかに額改定通知を作成し、受給者への交付を行った。また児童手当事務取扱要領を確認し、直近の改定通知の要件等についても把握した。 今後は、改定等の通知を全職員に共有化し、受給対象者には規定どおりの対応を行う。	
監査対象所属	身延高等学校	
監査対象期間	平成26年10月～平成27年8月	
監査実施日	平成27年11月13日、12月24日	
監査の結果	講じた措置	
(指導事項) 3件(収入1、給与1、物品1)		
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 行政財産使用に伴う電気料等 過年度分 先数1件 158,589円	1) (発生原因の検証結果) 督促状送付による督促と定期的な訪問による交渉を重ねたが、納入の経済状況が厳しく、支払が滞ってしまっただ。 26年度収入未済だった158,589円については、監査実施時には、既に完納しており、27年度現在収入未済はない。	

		(今後の対応策等) 納期限を毎月確認し、少しでも滞ることがあれば早急に対処し、粘り強く交渉を重ねる。 2) (発生原因の検証結果) 支給額の改定は、やむを得ない理由がある場合を除き、請求の翌月からであるが、出生が、やむを得ない事情にはあたらぬと誤った理解をしていたため、1ヶ月分支給不足が生じた。 (今後の対応策等) 関係書類を熟読し、正確な事務処理を行う。事実発生年月と申請年月が異なる場合、月の初日や末日に事実発生年月日や申請年月日があたる場合等について、特に注意する。 3) (発生原因の検証結果) 物品の貸付事務について、認識不足だった。 (今後の対応策等) 監査にて指導を受けた後、速やかに作成し、財務規則を熟読し、適正な帳管理を行い、再発防止に努める。
2) 児童手当の支給開始時期に誤りがあり、翌年度に支給されていた。		
3) 外国語指導助手に貸付けている寝具一式について、財務規則第161条に定める物品貸付調書が作成されていなかった。		

監査対象所属	笛吹高等学校	
監査対象期間	平成26年9月～平成27年9月	
監査実施日	平成27年12月10日、平成28年1月29日	
監査の結果	講じた措置	
(指導事項) 1件(収入1)		
1) 平成26年度の生産物の売払及び売払代金の納入業務について、次のとおり不適切な事務処理があった。 ①生産物の売払及び売払代金の納入業務を購買に行わせるためには、委託販売契約を締結すべきであったが、校長から購買の代表者への委任通知に基づき行っていた。	1) ① (発生原因の検証結果) 公費を現金収納できるのは現金収納員であるが、購買という私人に校長からの委任通知のみで行わせており、委託販売契約が未締結であった(財務規則第44条の認識不足)。 (今後の対応策等) 前年度までの「購買への委任」を見直し、校長と購買の間で「委託販売契約」を締結し、販売業務を購買への委託とし、詳細を明記した。 ② (発生原因の検証結果) 購買において、生産物売払状況の当月分の集計報告が遅れた原因は次のとおりであった。 ・本校の農場が校舎と離れているため、運搬が困難である苗等の引き渡しを農場で直接行う場合があり、その際、生産物	
②購買は、当該月分の売払実績を集計して速やかに校長に報告することとされていたが、平成26年10月から平成27年11月分の報告について催促を行わなかったため、報告が3月末と遅くなり、調定ができず売払代金の収納が遅延していた。 (合計 2,193,510円)		

<p>(指導事項) 3件 (給与1、物品1、契約1)</p> <p>1) 平成27年2月に退職した代替教員の社会保険料について、前月に過大に控除していたものが、返還処理されていないものなど、社会保険料に係る雑部金の出納に誤りがあり、残額が過大となっていた。また、平成27年3月末の雑部金(社会保険料)の残額に誤りがあったが、そのまま繰越されていた。</p> <p>2) 図書備品の購入において、物品要求が1か月に5回行われ、全て同一業者から購入しており、まとめて契約すべきものを分割して発注していた。</p>	<p>の詳細を売上伝票により購買へ報告することとなっているが、内容の確認方法が適確ではなかった。</p> <p>・上記により、購買における日々のとりのまとめ、当月分集計、また数ヶ月にわたる報告の遅れが生じることとなり、購買の先払実績の集計ができず、測定及び収納が遅延した。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>購買における日々の販売分について、必ず同日中に集計し、金額を突合させる。また、農場引き渡し分については、まず農場職員が、複写による「販売伝票」に販売内容を明確に記入後、購買職員の立ち会いの下、引き渡し確認・現金の受領を行い、金額と突合させる。</p> <p>上記により、購買では、日々の集計、月ごとの集計を適確に行い、事務室に報告する。</p> <p>事務室では、購買からの報告内容を確認し、測定事務を進める。また、遅れが生じないように、購買を指導する。併せて、校内の購買に関する内規の一部改正を行った。</p>
<p>(指導事項) 1件 (発生原因の検証結果)</p> <p>1) 年度末に雑部金の繰越事務を行う際、雑部金受払簿の合計金額と支出命令書等における金額との確認を怠ったため、誤りを看過してしまっった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>毎月の支払事務が行われた後、雑部金の合計金額と、受入・支払額の内訳の確認を必ず行い、誤りがある場合には直ちに処理する。特に、報酬額の変更、職員の身分の変更があった場合、注意することとした。</p> <p>また、年度末には繰越整理簿との突合を項目ごとに行い、不備が生じないようにする。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>図書の購入はある程度まとめて行っており、学校行事が落ちた後の当該月に発注が集中したため、今回のような処理になり、1ヶ月に5回購入する結果になった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>図書の購入に際しては、図書室職員による要望のとおりまとめ・図書の選定を行った後、発注を行うため、起案が分散したり集中してしまうこともあるが、事務軽減の観点からも効率的な発注に努めたい。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>年度末に雑部金の繰越事務を行う際、雑部金受払簿の合計金額と支出命令書等における金額との確認を怠ったため、誤りを看過してしまっった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>毎月の支払事務が行われた後、雑部金の合計金額と、受入・支払額の内訳の確認を必ず行い、誤りがある場合には直ちに処理する。特に、報酬額の変更、職員の身分の変更があった場合、注意することとした。</p> <p>また、年度末には繰越整理簿との突合を項目ごとに行い、不備が生じないようにする。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>図書の購入はある程度まとめて行っており、学校行事が落ちた後の当該月に発注が集中したため、今回のような処理になり、1ヶ月に5回購入する結果になった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>図書の購入に際しては、図書室職員による要望のとおりまとめ・図書の選定を行った後、発注を行うため、起案が分散したり集中してしまうこともあるが、事務軽減の観点からも効率的な発注に努めたい。</p>

<p>(指導事項) 2件 (物品1、契約1)</p> <p>1) 外国語指導助手に貸付けている寝具一式及び電気炊飯器について、財務規則第161条に定める物品貸付調書が作成されていなかった。</p>	<p>また、必要に応じて見直し合わせによる契約を行うこととする。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>長期継続契約の対象となる業務の範囲について、通知に対する認識不足があった。(今後の対応策等)</p> <p>過去の通知内容を再確認するとともに、長期継続契約の対象となる業務委託に該当する場合には、通知に則した契約を行うこととした。</p>
<p>(指導事項) 1件 (重点事項1)</p> <p>1) 消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消防用設備等のうち、自動火災報知機器等の点検は実施されていたが、消火器等の機器点検について、本来の実施すべき時期から3か月以上経過した後に行われていた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>平成27年度は、平成27年8月11日及び平成28年2月20日に専門業者による消火器の点検を行い、消防法に定める6か月毎の点検を実施した。今後は、消防法の規定を十分把握し、適時、適切な消火器の点検を行う。</p>	<p>また、必要に応じて見直し合わせによる契約を行うこととする。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>長期継続契約の対象となる業務の範囲について、通知に対する認識不足があった。(今後の対応策等)</p> <p>過去の通知内容を再確認するとともに、長期継続契約の対象となる業務委託に該当する場合には、通知に則した契約を行うこととした。</p>
<p>(指導事項) 1件 (重点事項1)</p> <p>1) 消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消防用設備等のうち、自動火災報知機器等の点検は実施されていたが、消火器等の機器点検について、本来の実施すべき時期から3か月以上経過した後に行われていた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>平成27年度は、平成27年8月11日及び平成28年2月20日に専門業者による消火器の点検を行い、消防法に定める6か月毎の点検を実施した。今後は、消防法の規定を十分把握し、適時、適切な消火器の点検を行う。</p>	<p>また、必要に応じて見直し合わせによる契約を行うこととする。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>長期継続契約の対象となる業務の範囲について、通知に対する認識不足があった。(今後の対応策等)</p> <p>過去の通知内容を再確認するとともに、長期継続契約の対象となる業務委託に該当する場合には、通知に則した契約を行うこととした。</p>

監査対象所属	山梨高等学校
監査対象期間	平成26年9月～平成27年10月
監査実施日	平成28年1月7日
監査の結果	
謹じた措置	

2) 自動車火災報知設備保守点検業務委託において、契約書に定める委託概要書が添付されていないものや点検内容が明確になっていないものがあつた。	<p>物品の適切な管理を行う。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 自動車火災報知設備保守点検業務委託においては、契約書作成の際の不注意や、記載内容に従来の文言をそのまま使用し、内容を十分精査していなかったことによる。 (今後の対応策等) 点検業務は法令の規定に従い適正に実施していたことを確認した。今後は、業務委託の契約書の内容を見直すとともに、契約書の作成にあたっては不備のないよう十分注意する。</p>
--	--

監査対象所属	植山南等学校
監査対象期間	平成26年10月～平成27年8月
監査実施日	平成27年11月10日、12月21日

監査の結果	謹じた措置
-------	-------

<p>(指導事項) 5件 (収入1、給与1、物品2、契約1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 授業料 過年度分 先数 1件 133,300円</p> <p>2) 児童手当について、職権に基づき支給額の改定処理を行っているが、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知の作成及び受給者への交付を行っていないものがあつた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 本事業については、継続的に督促を行っているものの、債務者と直接会って話すことも難しい状況にあり、収入未済が発生している。 (今後の対応策等) 債務者との面談の機会を持つことができ、新たに1,000円の納付があつた。今後、債務者との接触機会を増やすなど、より効果的な督促を行い、収入未済の解消を図る。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 児童手当については、児童手当事務取扱要領に基づいて処理を行っているところであるが、本事業に関連する規定について確認が不十分であり、額改定を行うにともなひ、額改定通知の作成、受給者への交付がされなかつた。 (今後の対応策等) 児童手当事務取扱要領の各規定を再確認の上、額改定通知を作成し、本人に交付した。今後は、手当の受給状況について随時確認するなど、チェック機能を強化し、再発防止を図る。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 自動車管理要領の内容を把握していなかったため、運転者名簿及び自動車使用簿を作成していかかつた。 (今後の対応策等) 自動車管理要領を確認後、直ちに使用簿等を作成し、予備監査日以降から記入を行つて</p>
---	--

<p>4) 外国語指導助手に貸付けている寝具一式について、財務規則第161条に定める物品貸付調書が作成されていなかつた。</p> <p>5) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあつた。</p>	<p>いる。今後は、要領に基づく処理が適切に行われるよう職員へ周知徹底していく。</p> <p>4) (発生原因の検証結果) 財務規則第161条について、内容を熟知しておらず、物品貸付調書を作成していかかつた。 (今後の対応策等) 直ちに財務規則第161条を確認し、物品貸付調書の作成を行った。 今後は、財務規則に基づく処理が適切に行われるよう徹底していく。</p> <p>5) (発生原因の検証結果) 「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の内容を把握しておらず、該当しないものと判断していた。 (今後の対応策等) 「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の内容を確認した。指摘のあつた浄化槽保守点検については、本校の場合経年劣化による機器の故障が多くなり、今後長期継続契約の委託内容の変更を行う可能性があるため、次年度以降単年度契約したい旨を出納局長へ協議し、承認を受けた。今後は、長期継続契約の対象となる契約については、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」に基づき適切に事務処理が行われるよう徹底していく。</p>
---	--

監査対象所属	都留高等学校
監査対象期間	平成26年9月～平成27年9月
監査実施日	平成27年12月15日

監査の結果	謹じた措置
-------	-------

<p>(指導事項) 4件 (収入1、給与2、契約1) 1) 行政財産使用許可に係る電気料の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていないものがあつた。また、債権管理について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める様式に準じた延滞債権管理簿が作成されていなかつた。</p> <p>2) JR使用による県外旅費の支給において、旅</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 行政財産使用許可に係る電気料の収納状況について、把握されていなかつたため、督促状の発付が行われず、延滞債権管理簿が作成されなかつた。 (今後の対応策等) 行政財産使用許可に係る電気料の収納状況について、適宜確認することにより、期限内納付を目指す。期限内の納付が行われな場合は、速やかに督促状を発付し、延滞債権管理簿を作成する。なお、指摘を受けた債権については、既に納入済みである。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p>
--	--

<p>費条例第8条では「経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。」と定められているが、合理的な理由がないにもかかわらず、運賃が高い経路で支給されているものがあつた。</p> <p>3) 宿泊を伴う出張に係る旅費において、宿泊料に夕食代に相当する経費を加算していたが、算定額に誤りがあり、支給が過大となっているものがあつた。</p> <p>4) 一般廃棄物運搬業務委託契約は単価契約であるが、単価が記載されていなかった。また、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていた。</p>	<p>経済的かつ合理的な経路及び方法について、十分な確認がなされなかったため、適正な旅費支給が行われなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>経済的かつ合理的な旅費の金額を算出し、過払い分について、れい入処理を行った。今後、旅費の支給事務について、経済的かつ合理的な金額を算出し、適正な執行に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 宿泊料の算定に錯誤があつたため、過大な旅費支給が行われた。</p> <p>(今後の対応策等) 適正な宿泊代を算出し、過払い分について、れい入処理を行った。今後、宿泊を伴う出張に係る旅費の支給事務について、適正な執行に努める。</p> <p>4) (発生原因の検証結果) 一般廃棄物運搬業務委託の契約について、単価契約としての認識がなま、契約を行つてしまった。</p> <p>(今後の対応策等) 一般廃棄物運搬業務委託契約の内容について、単価契約の内容になるよう変更契約を行った。今後は、契約内容の実態に即した契約事務の執行に努める。</p>
---	--

<p>監査対象所属 桂高等学校 監査対象期間 平成26年9月～平成27年9月 監査実施日 平成27年12月8日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (財産1) 1) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 1筆</p>	<p>謹じた措置</p> <p>1) (今後の対応策等) 県教育庁学校施設課において、未登記となつている1筆の解消に向けた手続きを行っているところである。</p>
---	---

<p>監査対象所属 吉田高等学校 監査対象期間 平成26年10月～平成27年8月 監査実施日 平成27年11月6日、12月22日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 2件 (給与1、契約1) 1) 四輪自動車を使用する者の通勤手当の認定において、「一般に利用しうる最短の経路の長さ」と認められない距離を通勤距離としたため、通勤手当が過払いとなっているものがあつた。</p>	<p>謹じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果) 雇用当初に本人が届け出た通勤距離を、十分に検証することなく認めたことによるもの原因があつた。 その後の諸手当確認時には、所属・職員本人の相互が「当初の認定がこの距離で認めら</p>
---	---

<p>監査対象所属 富士北陵高等学校 監査対象期間 平成26年10月～平成27年8月 監査実施日 平成27年11月6日、平成28年1月27日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 4件 (収入2、支出1、物品1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 授業料 平成27年度分 先教4件 89,100円</p>	<p>れているのだから、この距離で問題ないのだろう」と考えずまい、十分な確認・検証作業を行つていなかった。</p> <p>(今後の対応策等) 過去5年遡り、過支給となつた分のれい入処理を行った。 今後は、各職員の申請時に「通勤届の記入例」を配布し、適正な通勤距離の申請について周知する一方で、距離計算ソフトも利用し、適正な通勤距離の把握に努めることとする。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 長期継続契約の対象業務・事務処理手続に関して理解不足があり、事務処理を誤つてしまった。</p> <p>(今後の対応策等) ガスヒートポンプの保守契約については、長期継続契約の締結を進めている。 印刷機の保守契約については、出納局へ協議を行い、長期継続契約としないことの承認を得た。 今後は、起案に長期継続の通知等を添付し、年度・担当職員が変更しても事務処理に遺漏のないようにする。</p>
--	---

<p>監査対象所属 富士北陵高等学校 監査対象期間 平成26年10月～平成27年8月 監査実施日 平成27年11月6日、平成28年1月27日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 4件 (収入2、支出1、物品1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 授業料 平成27年度分 先教4件 89,100円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 保護者への督促の他、家庭訪問や保証人への納付依頼等できるだけのことは行つてきたが、未納のそれぞれの家庭環境が厳しい状況である。</p> <p>(今後の対応策等) 督促状を発送して納付を促すとともに、担任や学年主任等と連携しながら三者懇談等の機会を捉えて督促したり、誓約書を出させた上で保証人にも納付を促す等により未納抑止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 実務担当者が督促状の発付にあつて「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」及び「山梨県債権回収及び処理マニュアル」等が存在することを理解していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p>
--	--

3) 3万円未満の寝具一式を購入する際の支出科目について、消耗品費とすべきところ備品購入費として処理されていた。	<p>今後は、督促に必要な諸手続に係る知識について担当内で共有するとともに、引継書に記載する等により再発防止に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 高校教育課からの令達の費目が備品購入費であることから備品であることを疑わなかった。</p> <p>(今後の対応策等) 今般の指摘を踏まえて科目更正をした。今後は、今回の指摘を担当内職員で情報を共有するとともに財務規則等で確認することにより、適正な事務処理に努める。</p> <p>4) (発生原因の検証結果) 実務担当者が調書作成の必要性を把握していなかった。また、前任者が死亡退職となったために引継がなされなかった。</p> <p>(今後の対応策等) 必要となる手続が適切に行われるよう担当内職員で情報を共有するとともに、引継書に記載して後任者に正確に伝わるようにする。</p>
4) 外国語指導助手に貸付けている寝具一式について、財務規則第161条に定める物品貸付調書が作成されていなかった。	

富士河口湖高等学校	監査対象所属
平成26年9月～平成27年9月	監査対象期間
平成27年12月8日	監査実施日
監査の結果	監査の結果
<p>(指導事項) 2件 (給与1、契約1)</p> <p>1) 代替職員の現金支給に係る給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していた。(合計 196,391円)</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 対象の教員は、平成26年度に本校で期間採用教員としての勤務経験があり、既に福利給与票に「給与等口座振込依頼書」を提出していたため、今回においても当該口座に振り込まれるものと理解していた。また、現金支給となる場合は、出納局会計課からその旨の連絡があるものと誤認していた。</p> <p>(今後の対応策等) 給与支給明細書の現金支給欄の確認を徹底するとともに、給与支給日の通帳の記帳や人事給与システム上の確認を行うことで再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 単価契約を十分に理解していなかったことが要因であり、またチェック体制も機能しなかった。</p> <p>(今後の対応策等) 今後は、契約書作成の際は、必要事項の確実な記載を行い、契約内容に不備がないように適正な契約事務に努めるとともに、チェッ</p>

ク機能を強化し再発防止に努める。

中央高等学校	監査対象所属
平成26年10月～平成27年8月	監査対象期間
平成27年11月20日、平成28年1月19日	監査実施日
監査の結果	監査の結果
<p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあつた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 長期継続契約制度について、理解不足から単年度契約を行っていたうえ、運用通知と異なる取扱を行う場合に必要な出納局長への協議を行っていなかった。</p> <p>(今後の対応策等) 長期継続契約制度の理解に努め、運用通知と異なる取扱を行う場合には、出納局長への協議を行っていく。</p>

ひばりが丘高等学校	監査対象所属
平成26年10月～平成27年8月	監査対象期間
平成27年11月6日、12月22日	監査実施日
監査の結果	監査の結果
<p>(指導事項) 2件 (収入2)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>教員宿舍入居料 平成27年度分 先数1件 19,340円</p> <p>2) 教員宿舍入居料について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定める督促状の発行が、納期限後20日以内に行われていなかった。また、債権管理について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める延滞債権管理簿が作成されていなかった。</p>	<p>1、2) (発生原因の検証結果) 未納者に電話で督促したところすぐに納付することだったのだが、そのままにしてしまい、その後の納付の確認を怠ってしまった。未収金は監査後の11月10日に納付された。</p> <p>(今後の対応策等) 納期限内に納付しない者に対しては、電話ですぐに督促を行うことにしている。このため、督促後すぐに支払われる状況にあるが、それでも未納の場合は、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」及び「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に基づき適切に処理に努める。</p>

盲学校	監査対象所属
平成26年10月～平成27年8月	監査対象期間
平成27年11月18日、平成28年1月28日	監査実施日
監査の結果	監査の結果
<p>(指導事項) 1件 (重点事項1)</p> <p>1) 自動販売機の設置を目的とした県有財産土地賃貸借契約に係る土地貸付料について、契約書には、県が発行する納入通知書により各</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 年度当初においてすべきところ失念し、5月に測定処理を行っていた。</p>

年度の年額を毎年度4月30日までに納付するものと規定されているが、納入通知書の発行が遅延し、5月になったことから、当該納期限までに納付されていなかった。 (合計 157,002円)	(今後の対応策等) 年度始めは業務が煩雑となるため、各担当ごと失念しかな業務を洗い出し、「会計事務自己点検表(年度当初・年度末)」に追加、点検を強化し、再発防止に努める。
---	--

監査対象所属 あけぼの支援学校	平成26年10月～平成27年8月	平成27年11月25日、平成28年1月26日	監査の結果	講じた措置
--------------------	------------------	------------------------	-------	-------

(指導事項) 1件(重点事項1)	1) 浄化槽に係る日常の保守点検は実施されていたものの、浄化槽法第11条に定める定期検査(指定検査機関：山梨県浄化槽協会)について、下水道への接続工事の実施に伴い、平成25年12月に営繕課より、上記定期検査結果の提出を求められ、これまで検査を受けていないことを認識したことから、直ちに検査を実施すべきであった。しかしながら、平成27年8月に下水道へ接続されるまでの間、当該検査が実施されていなかった。	1) (発生源の検証結果) 当該検査が未実施と認識してから直ちに検査を実施すべきであったが、平成26年度中に下水道接続予定で工事等が進んでいる中で、浄化槽は撤去されるものとの認識から、検査実施を怠ってしまった。 (今後の対応策等) 平成27年8月公共下水道接続となり、浄化槽は撤去済みで、対応すべき対象物は無いが、今後は、各種法令の理解を深め、チェック体制を強化し、同様の事例の発生防止に努める。
(指導事項) 1件(契約1)	1) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあつた。	1) (発生源の検証結果) 出納局長への協議が必要なことを担当者が認識していなかった。 (今後の対応策等) 次年度契約の手続き前までに、出納局長へ協議を行った。

監査対象所属 やまびこ支援学校	平成26年9月～平成27年9月	平成27年12月8日	監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件(重点事項1)	1) 浄化槽法で2週間に1回行うことが義務づけられている浄化槽の保守点検について、7か月間実施されていなかった。	1) (発生源の検証結果) 契約時期が年度末・年度初めの事務処理が集中する時期であり、ほかの業務を優先して行っていたため、うっかりし、そのまま放置することとなっていました。 (今後の対応策等) 今後は年度初めに行う契約の一覧表を作成し、契約事務に漏れがないように再発防止に努める。		
(指導事項) 1件(物品1)	1) エアートラップリント卓上手織り機をま	1) (発生源の検証結果)		

みて購入する際に、2社による見積合わせを行っているが、1社の見積書の提出が購入した業者からの請書の提出日より後の日付になっており、適切な見積合わせが行われていなかった。	見積書は決められた期日までに提出があつた。しかし見積書に日付がなかったためその場で記入をお願いしたのだが、間違つた日付が記入されたことに気づかなかつた。 (今後の対応策等) 今後はあらかじめ見積書に日付を入れて提出するよう業者へ徹底する。また、記載事項の確認についても複数の目で誤りがないか確認するよう努める。
--	---

監査対象所属 ふじざくら支援学校	平成26年9月～平成27年9月	平成27年12月8日	監査の結果	講じた措置
---------------------	-----------------	------------	-------	-------

(指導事項) 1件(契約1)	1) 昨年度の定例監査において、産業廃棄物処分に係る契約の違約金条項の記載が単価契約のものとなつていなかったことについて、指導事項となつていた。今年度の監査においても車両用燃料の供給に係る契約の違約金条項の記載が単価契約のものとなつておらず、昨年度指導事項としたことが改善されていなかった。	1) (発生源の検証結果) 引継ぎが不十分であつたこと、また昨年度監査指導内容の理解不足から、昨年度の監査で指導事項として具体的に挙げられた契約(産業廃棄物に係る契約)の修正にとどまり、他に同じ誤りをしている契約があることに気づくことができなかった。 (今後の対応策等) 違約金条項について、平成27年度契約については平成28年1月29日付けで変更契約を締結し、適正化を図つた。平成28年度以降については、違約金条項を正しく修正した平成28年度契約書ひな形を作成し、同じ誤りを繰り返さないよう徹底を図る。
(指導事項) 1件(契約1)	1) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあつた。	1) (発生源の検証結果) 長期継続契約の対象となる委託契約についての理解不足。 (今後の対応策等) 指導を受けたスクールバス運行管理委託については、児童生徒の入れ替わりによる運行コースの変更など、長期継続契約が難いため、平成28年2月29日付けで出納局長に協議し、3月3日付けで単年度契約について同意を得た。また、協議の中で平成29年度以降も同様の理由により単年度契約としてい旨協議し同意を得たため、今後同様の指導を受けることはないと考えた。

監査対象所属 かえで支援学校	平成26年10月～平成27年8月	平成27年11月5日、12月18日	監査の結果	講じた措置
-------------------	------------------	-------------------	-------	-------

監査の結果		講じた措置		
(指導事項) 2件 (財産1、契約1)	1) 電柱敷に係る行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超えている場合には、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないかつた。	1) (発生原因の検証結果) 行政財産の許可期間が5年のため、平成26年1月22日付け管財課長通知の内容を反映せず、5年前の許可指令書をそのまま使用してしまつたことによるものと思われる。(今後の対応策等) 行政財産使用許可の許可指令書は、電子データで引き継いでいるので、次回使用許可の更新のため、電子データを修正する。今回指導を受けた平成27年3月に更新した使用許可2件については、平成27年1月6日付けで使用許可の変更を行った。	2) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあつた。	2) (発生原因の検証結果) 運用通知で長期継続契約の対象と定められている業務について、通知と異なる扱いをする場合には出納局長への協議が必要と定められていることを十分に理解していなかつた。 (今後の対応策等) 当該委託業務について出納局長に協議し、長期継続契約の役割の提供にあたらなことを確認した。 今後は、通知に基づき適正な事務処理に努める。
監査対象所属	高等支援学校桃花台学園			
監査対象期間	平成27年4月～平成27年8月			
監査実施日	平成27年11月18日、平成28年1月13日			
監査の結果		講じた措置		
(指導事項) 1件 (契約1)	1) 給食準備・片付け業務委託契約は単価契約であるが、契約書に単価の記載がなく、契約金額が総額表示となつていた。	1) (発生原因の検証結果) 契約書の内容については、委託業者と協議を重ねたうえで作成をした。契約の内容が、単価契約であることは確認済みであつたが、委託業者側から契約書への総額表示を求められたため、記載することとなつた。その際に、単価についても併記するべきであつたが、失念した。 (今後の対応策等) 今年度の契約については、単価契約であることを確認し、その内容で執行済みである。来年度については、この業務における委託はないが、同様の業務委託契約が生じた場合は、単価を明記する。		

監査対象所属	南部警察署		
監査対象期間	平成26年10月～平成27年8月		
監査実施日	平成27年11月4日、12月2日		
監査の結果		講じた措置	
(指導事項) 1件 (物品1)	1) 貸借物品である自動車保管場所管理システム端末等について、再リリースを行っているが、財務規則第168条に定める占有物品受入調査及び払出調査が作成されていなかった。	1) (発生原因の検証結果) 占有物品一覧表の占有期間等の内容確認を確実に行わなかつたことにより各調書の作成を失念してしまつた。 (今後の対応策等) 指導後速やかに占有物品受入調査及び払出調査(自動車保管場所管理システム端末等)を作成した。今後は会計事務手続の周知と複眼的なチェック体制を構築し、財務規則に則つた適正な事務処理に努めて行く。	

監査対象所属	上野原警察署		
監査対象期間	平成26年10月～平成27年7月		
監査実施日	平成27年10月29日、平成28年1月15日		
監査の結果		講じた措置	
(指導事項) 2件 (重点事項2)	1) 浄化槽法で義務づけられている警察署や駐在所などに設置された浄化槽の保守点検が、法令で定める期間を超えて実施されていた。 2) 消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消防用設備等の機器点検が、本来の実施すべき時期から2か月以上経過した後に行われていた。	1、2) (発生原因の検証結果) 根拠法令等を十分に理解していなかつたことが原因である。 (今後の対応策等) 今後は、法令により定められた点検周期に留意するとともに、年間の保守点検スケジュール表を作成し、点検漏れのないよう、複数の職員による進捗状況の確認を行うなどの措置を講じ、適切な施設管理に努める。	

公安委員会

山梨県公安委員会告示第七十一号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十八年六月二十日

山梨県公安委員会

委員長 赤岡利行

別表第一中

一六五	笛吹市御坂町成田二、一二四番地二先（市道同士の十字路交差点）	成田南	平成二十四年二月二日 告示第一〇号
-----	--------------------------------	-----	----------------------

一六五	削除		平成二十八年六月二〇日 告示第七一号
-----	----	--	-----------------------

を

別表第三中

七二八	県道富士河口湖 土河口 湖富士 線（富士スバルライン）	南都留郡富士河口湖町大字船津字剣丸尾六、六六三番地先（胎内洞窟入口交差点）から南都留郡鳴沢村大字富士山八、五四五番地の一先（富士スバルライン終点）までの間（二四、	車両（路線バス、大型バス、マイクローバ、ス、タクシー、ハイ	平成二七年七月一〇日一七	富士吉田 平成二七年六月四日 告示第六三号
-----	--------------------------------------	---	-------------------------------	--------------	-----------------------------

を

七二八	県道富士河口湖 土河口 湖富士 線（富士スバルライン）	南都留郡富士河口湖町大字船津字剣丸尾六、六六三番地先（胎内洞窟入口交差点）から南都留郡鳴沢村大字富士山八、五四五番地の一先（富士スバルライン終点）までの間（二四、一〇〇メートル）	車両（路線バス、大型バス、マイクローバ、ス、タクシー、ハイ、ヤール、軽車両、下山車、指定車、許可車、身体障害者等乗車車両を除く）	平成二八年六月二〇日	告示第七一号
-----	--------------------------------------	---	--	------------	--------

七二八	県道富士河口湖 土河口 湖富士 線（富士スバルライン）	南都留郡富士河口湖町大字船津字剣丸尾六、六六三番地先（胎内洞窟入口交差点）から南都留郡鳴沢村大字富士山八、五四五番地の一先（富士スバルライン終点）までの間（二四、一〇〇メートル）	車両（路線バス、大型バス、マイクローバ、ス、タクシー、ハイ、ヤール、軽車両、下山車、指定車、許可車、身体障害者等乗車車両を除く）	平成二八年六月二〇日	告示第七一号
-----	--------------------------------------	---	--	------------	--------

を
を除く。

に改める。
別表第十中

五、四九九	県道山 中湖忍 野富士 吉田線	南都留郡忍野村内野一九六番地 一先	一	富士 吉田	平成二八年四月 一日 告示第四一号
-------	--------------------------	----------------------	---	----------	-------------------------

を

五、四九九	県道山 中湖忍 野富士 吉田線	南都留郡忍野村内野一九六番地 一先	一	富士 吉田	平成二八年四月 一日 告示第四一号
-------	--------------------------	----------------------	---	----------	-------------------------

五、五〇〇	主要地 方道甲 府笛吹 線	笛吹市八代町南一、五九〇番地 二先	二	笛吹	平成二八年六月 二〇日 告示第七一号
-------	------------------------	----------------------	---	----	--------------------------

五、五〇一	市道	甲府市住吉四丁目三三番一号先	一	南甲 府	平成二八年六月 二〇日 告示第七一号
-------	----	----------------	---	---------	--------------------------

五、五〇二	町道	南巨摩郡富士川町天神中條一、 〇九三番地一先	一	鮎沢	平成二八年六月 二〇日 告示第七一号
-------	----	---------------------------	---	----	--------------------------

に改める。
別表第十四中

一、七 四四	国道一 四〇号	山梨市北字片瀬二一五二六 、二二五番地一号 先から山梨市北字 廻り田一、一一三 番地先までの両側	車両（一四〇 原付・ けん引 けん引 ②③を 除く。）	日下 部	平成二八 年四月一 日 告示第四 一号
-----------	------------	--	--	---------	---------------------------------

を

一、七 四四	国道一 四〇号	山梨市北字南片瀬 二、二二五番地一 号先から山梨市北 字廻り田一、一一 三番地先までの両 側	車両（一四〇 原付・ けん引 けん引 ②③を 除く。）	日下 部	平成二八 年六月二 〇日 告示第七 一号
-----------	------------	---	--	---------	----------------------------------

に改める。
別表第十六中

九、〇八〇	町道	東八代郡石和町広瀬一、三七四 番地の一二先（セブツツーゴル フ西側・北進車両）	石和	告示 第一三三 号	平九・二・二四
-------	----	---	----	-----------------	---------

を

九、〇八〇	国道二 〇号	笛吹市石和町広瀬一、三七四番 地一二先（国道二〇号への左折 導流部・北進車両）	笛吹	告示第七一 号	平成二八年六月 二〇日
-------	-----------	---	----	------------	----------------

に

二、〇五〇	市道 塩の山 熊野線	塩山市上於曾六八番地（志村方 畑東側）	塩山	告示第七一 号	五一・九・二七 三三二号
-------	------------------	------------------------	----	------------	-----------------

二、〇五〇	市道塩 の山熊 野線	甲州市塩山上於曾六九番地一二 号先（市道同士の丁字路交差点 ・北進車両）	日下部	平成二八年六月 二〇日 告示第七一号
-------	------------------	--	-----	--------------------------

一一、八四三	農道	甲州市勝沼町山一、六五六番地 一先（県道と農道との十字路交 差点・南進車両）	日下部	平成二八年四月 一日 告示第四一号
--------	----	--	-----	-------------------------

一一、八四三	農道	甲州市勝沼町山一、六五六番地 一先（県道と農道との十字路交 差点・南進車両）	日下部	平成二八年四月 一日 告示第四一号
一一、八四四	市道	笛吹市八代町南一、五九二番地 一先（県道と市道との丁字路交 差点・南進車両）	笛吹	平成二八年六月 二〇日 告示第七一号
一一、八四五	市道	笛吹市石和町広瀬一、一九五番 地一四八先（市道同士の丁字路 交差点・北進車両）	笛吹	平成二八年六月 二〇日 告示第七一号
一一、八四六	農道	甲州市勝沼町山立石一、三七五 番地四先（市道と農道との丁字 路交差点・西進車両）	日下部	平成二八年六月 二〇日 告示第七一号
一一、八四七	農道	甲州市勝沼町山二、一八七番地 二先（農道同士の十字路交差点 ・東進車両）	日下部	平成二八年六月 二〇日 告示第七一号

一一、八四八	町道	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺 一、四二三番地先（国道と町道 との丁字路交差点・北進車両）	富士吉 田	平成二八年六月 二〇日 告示第七一号
--------	----	--	----------	--------------------------

に改める。
別表第十九中

二〇九	国道一 三八号	南都留郡山中湖村山中一一〇番地 一先（山中湖無料駐車場湖畔側歩 道末端）から南都留郡山中湖村山 中二二番地五先（国道一三八号 山中湖側歩道末端）までの湖畔側 歩道（七八五メートル）	富士吉 田	平成二七年三月二 日 告示第二六号
-----	------------	---	----------	-------------------------

を

二〇九	国道一 三八号	南都留郡山中湖村山中一一〇番地 一先（山中湖無料駐車場湖畔側歩 道末端）から南都留郡山中湖村山 中二二番地三六先（国道一三八 号山中湖側歩道末端）までの湖畔 側歩道（八〇〇メートル）	富士吉 田	平成二八年六月二〇 日 告示第七一号
-----	------------	--	----------	--------------------------

に改める。

別表第二十三中

四三	国道二 〇号	甲斐市下今井 二、九六〇番 地先（国道二 〇号と市道赤 坂公園本線と の丁字路交差 点）から南東	車両	葦崎	平成二六年九 月一日 告示第一〇〇 号
----	-----------	--	----	----	------------------------------

へ一〇〇メートルの間

四三	国道二〇号	甲斐市下今井二、九六〇番地先（国道二〇号と市道赤坂公園本線との丁字路交差点）から南東へ一〇〇メートルの間	三	車両	葦崎	平成二六年九月一日 告示第一〇〇号
四四	市道	甲府市里吉四丁目五番二〇号先（里吉団地南交差点）から甲府市砂田町五番六号先（砂田橋南交差点）までの上下線六九〇メートルの間	二	車両	南甲府	平成二八年六月二〇日 告示第七一号

に改める。

その他

● 審理の開始
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条の規定による審理を次のとおり開始する。

平成二十八年六月二十日

山梨県収用委員会

一 起業者名称及び住所

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦二丁目十八番十九号

二 収用事件名

高速自動車国道中部横断自動車道新設工事（新清水ジャンクションから富沢インタ

ーチェンジ（仮称）まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事

三 審理の期日

平成二十八年七月七日（木） 午前十一時から

四 審理の場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館二〇一会議室

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番